

2019年3月2日

国連人種差別撤廃委員会（CERD）委員長ヌーレディン・アミール教授
韓国審査総括所見主査ゲイ・マックドゥーガル様

国際歴史論戦研究所（iRICH）会長 杉原誠四郎
所長 山下英次
「不当な日本批判を正す学者の会」（AACGCJ）会長 田中英道

国連人種差別撤廃委員会（CERD）韓国審査総括所見 (1/10付け)に対する公開質問状

われわれは、韓国に関する国連人種差別撤廃委員会（CERD）の2019年1月10日付け総括所見（以下「総括所見」）に大変驚愕するとともに、深く失望いたしました。

われわれは、2本のNGOレポートを、2018年11月初めに貴委員会に提出し、2本とも貴委員会のホームページに掲載されております。一つは、「親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法」（以下「特別法」）に絞った内容の11月3日付けの4ページのレポートであり、もう一つは、より包括的な内容の11月5日付けの26ページのものです。包括的なレポートの方は、日本最大の発行部数を誇るオピニオン雑誌である月刊『Hanada』の別冊『Hanada セレクション』（2019年1月）に、全文が掲載されました。したがいまして、多くの日本国民は、貴委員会の韓国に関する「総括所見」に大いに注目しておりました。ちなみに、今回のCERD韓国審査につきましては、合計4本のNGOレポートが貴ホームページに掲載されましたが、そのうちの2本はわれわれのものです。

しかしながら、貴「総括所見」は、われわれの2本のレポートを完全に無視しました。そのため、われわれは、貴「総括所見」に、完全に失望しております。実際に、われわれは、貴委員会が、どのようにして、そしてまたなぜ、このような結論に至ったか、全く理解できません。

貴委員会は、われわれのレポートを完全に無視し、どのように、そしてまたなぜ今回のような結論に至ったか、国際的な公的機関として説明する責任があると思います。とりわけ、われわれとしては、貴委員会が、2005年12月29日に、韓国で発効した「特別法」にしっかりと向き会うことを望みます。韓国には、数多くの反日の制度、慣行、行為がありますが、この法律は、その最たるものです。この「特別法」は、1910年から1945までの日韓合邦の時代に、日本に協力したと疑われる韓国人から土地や財産を相続した子孫から、そういった財産を没収し、国家に返還させるものです。貴委員会は、具体的に、以下のようなわれわれの4つの質問に答えていただきたいと思います。

まずははじめに、貴委員会は、「特別法」が、「国際人種差別撤廃条約」（ICERD）の基本理

念および第 2-1 条に違反していると考えないのですか？

第 2 に、「特別法」は、近代国家としてはありえない事後法であり、したがって、韓国憲法の第 13 条にも違反しています。貴委員会は、「特別法」を事後法とは考えないのでですか？

第 3 に、国民の財産を国家が没収するなどということは、全体主義的な独裁国の場合ならともかく、近代的な民主主義国家ではありえないことです。貴委員会は、「特別法」を、前近代的かつ非民主主義的だとは考えないのでですか？

第 4 に、「特別法」は、明らかに日本を標的としたものです。この法律の存在だけでも、韓国に、日本人を人種差別する動機で作られた諸々の制度、慣行、行為があることを疑問の余地なく証明するようなものです。貴委員会は、韓国において日本人に対する人種差別が存在するとは考えないのでですか？

貴「総括所見」は、われわれが昨年 11 月 3 日付けて提出したレポートに記載されている韓国の「特別法」の存在を完全に無視しています。このことは、貴委員会が、公正に事実を報告する能力があるのかどうか極めて深刻な疑義があるということです。実際、貴委員会の報告書は、非科学的であり、偏向し、不公正であることから、貴委員会に対する人々の信認を大きく損ねています。そして、われわれは、貴委員会が、すでに存在理由を失っているとさえ感じています。国連人権理事会と貴委員会は、2018 年 6 月、アメリカが人権理事会を脱退したことから正しい教訓をまだ学んでいないようです。われわれは、アメリカが人権理事会を脱退した理由に完全に賛成するわけではありませんが、アメリカが人権理事会の慢性的に偏向した傾向を嫌悪していることについては、非常に良く理解できます。もしも、国連人権理事会と国際人権条約に基づく諸々の国連委員会が現在のような方向性を続けるとしたら、日本国民が、アメリカの行動に追随しようと考えるのはごく自然なことでしょう。